

小田原市特定事業主行動計画の実施状況及び
小田原市における女性の活躍状況の公表
(令和8年7月)

令和8年7月

小 田 原 市

小田原市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき「小田原市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画に基づく取組及び措置の実施の状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、小田原市における女性の活躍状況を公表いたします。

（公表日：令和 8 年 7 月 31 日）

第 1 小田原市特定事業主行動計画に基づく取組及び措置の実施の状況 （女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条第 6 項関係）

1. 小田原市特定事業主行動計画（第 2 次計画）に基づく取組及び措置の実施の状況

目標 1

令和 7 年度までに、女性の主査級職員の昇任希望率を 80% 以上、女性の副課長級職員の昇任希望率を 80% 以上にする。

- 行動計画に基づく取組及び措置の実施の状況
 - ・ 女性職員のキャリア開発支援として、主査 5 年目及び新任副課長の女性職員を対象とした女性活躍推進版クロスメンター制度の導入、昇任時の不安解消を目指したテーマでの各種研修の実施、全ての職員が主体的に働くことを目指したキャリアデザインシート・キャリアデザイン面談の見直し
 - ・ 多様で柔軟な働き方の拡充に向けて、随時個別の面談を行うなどきめ細かいサポートの実施
 - ・ 女性活躍推進プロデューサーとして外部人材を登用することによる各取組の一層の推進

➤ 目標に対する実績（女性の主査級職員及び副課長級職員の昇任希望率）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
主査級	68.8%	64.7%	68.1%	70.8%	62.5%
副課長級	55.0%	53.8%	69.2%	73.3%	86.7%

目標 2

令和7年度までに、職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数を15日とする。

➤ 行動計画に基づく取組及び措置の実施の状況

- ・ ゴールデンウィーク・年末年始と合わせた年休取得促進の通知
- ・ 課ごとの年次休暇取得促進月間の設定、月次モニタリングの結果を部局長へ報告
- ・ 部局別の年休取得促進意見交換会や、意識改革リーダーへの年休取得促進への説明会の実施

➤ 目標に対する実績（職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	年次有給休暇の取得日数が年5日に満たない職員の数	平均取得日数	消化率	年次有給休暇の取得日数が年5日に満たない職員の割合
31,326日	11,893日	849名	49名	14.0日	38.0%	5.8%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均取得日数	10.8日	12.2日	14.2日	14.4日	14.0日

目標 3

令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇取得率を80%以上、男性職員の育児参加のための休暇取得率を30%以上にする。

➤ 行動計画に基づく取組及び措置の実施の状況

- ・ 業務分担の見直しなど休暇を取得しやすい環境の整備
- ・ 配偶者が出産を控えている職員に対する個別面談の実施

- 目標に対する実績（男性職員の配偶者出産休暇取得率及び育児参加のための休暇取得率）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	71.0%	81.5%	74.5%	80.6%	77.3%
育児参加のための休暇取得率	37.1%	70.8%	49.0%	53.2%	65.9%

目標 4

令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。

- 行動計画に基づく取組及び措置の実施の状況
- ・ 育児休業中の女性職員及び育児休業に関心のある男性職員に向けたパパ＆ママ Café において意見交換の実施、育児休業の体験談や取得事例の紹介
 - ・ 上長に向けた男性職員の育児参加促進についての研修実施
 - ・ 制度改正への対応、周知に向けた説明会の開催及び子育てハンドブックの改訂

- 目標に対する実績（男性職員の育児休業取得率）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
育児休業取得率	21.0%	58.5%	49.0%	64.5%	81.8%

2. 小田原市特定事業主行動計画（第3次計画）に基づく取組及び措置の実施の状況（参考）

目標 1

令和12年度までに、係長級の女性職員の割合を30%以上、課長級の女性職員の割合を15%以上にする。

- 令和7年度実績（令和8年4月1日時点）

係長級の女性職員の割合	19.9%
課長級の女性職員の割合	8.9%

目標 2

令和 12 年度までに、職員 1 人当たりの年次休暇の平均取得日数を 15 日以上とする。

➤ 令和 7 年度実績（再掲）

職員 1 人当たりの年次休暇の平均取得日数 14.0 日

目標 3

令和 12 年度までに、男性職員の配偶者出産休暇取得率を 100%、男性職員の育児参加のための休暇取得率を 85%以上とし、両休暇の平均取得日数の合計を 6 日以上とする。

➤ 令和 7 年度実績（一部再掲）

男性職員の配偶者出産休暇取得率 77.3%

男性職員の育児参加のための休暇取得率 65.9%

両休暇の平均取得日数の合計 7.0 日

休暇区分	休暇取得 可能職員数	休暇取得 職員数	取得率	平均日数
配偶者出産休暇	44 名	34 名	77.3%	2.8 日
育児参加のための休暇	44 名	29 名	65.9%	4.2 日

目標 4

令和 12 年度までに、男性職員の育児休業取得期間2週間以上の割合を 85% 以上とする。

➤ 令和 7 年度実績

男性職員の育児休業取得期間2週間以上の割合 79.5%

区分	取得可能人数	取得人数	取得可能人数に対する取得人数の割合
1 週間未満	—	0 名	0%
1 週間以上 2 週間未満	—	1 名	2.3%
2 週間以上 1 月以下	—	11 名	25.0%
1 月超 3 月以下	—	15 名	34.1%
3 月超 6 月以下	—	7 名	15.9%
6 月超 9 月以下	—	0 名	0%
9 月超 12 月以下	—	1 名	2.3%
12 月超 24 月以下	—	1 名	2.3%
24 月超	—	0 名	0%
合計	44 名	36 名	81.8%

計 79.5%

目標 5

令和 12 年度までに、管理的地位にある職員以外の職員 1 人当たりの年間の時間外勤務時間を 130 時間以内にする。

➤ 令和 7 年度実績

内部部局等に勤務する職員のうち管理的地位にある職員以外の職員 192.1 時間

内部部局等以外に勤務する職員のうち管理的地位にある職員以外の職員 127.1 時間

(注) 消防部門、教育委員会、会計年度任用職員を除く。

第 2 女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

【女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項】

1. 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.3%
全職員	74.3%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	94.8%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.4%
31～35年	94.8%
26～30年	95.7%
21～25年	90.6%
16～20年	88.1%
11～15年	81.8%
6～10年	97.9%
1～5年	101.5%

【説明欄】

- ・(1)については、医師を除く。
- ・2(1)役職段階別については、医療職を除く。
 - ・勤続年数が1～5年の職員については、扶養手当及び住居手当の受給者に占める女性の割合が44%（受給金額は総額の44.6%）であるのに対し、勤続年数6年以上の職員については、いずれの手当についても世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、全体では扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は60.1%である。

2. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	女性職員の割合	総数	男性	女性
管理的地位にある職員	22.7%	251名	194名	57名

【説明欄】

・課長級以上の職員（医療職は管理職手当の支給対象職員）を対象としている。

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	女性職員の割合	総数	男性	女性
理事・部長・副部長級（本庁部局長・次長相当職）	17.0%	53名	44名	9名
課長級（本庁課長相当職）	8.9%	90名	82名	8名
副課長級（本庁課長補佐相当職）	20.3%	123名	98名	25名
係長級（本庁係長相当職）	19.9%	302名	242名	60名

【説明欄】

・医療職を除く。

4. 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日付採用者）

	女性割合	総数	男性	女性
一般行政職	51.1%	88名	43名	45名
技能労務職	0%	2名	2名	0名
医療職	59.6%	89名	36名	53名
会計年度任用職員	75.6%	1,511名	369名	1,142名
総計	73.4%	1,690名	450名	1,240名

【説明欄】

・再任用職員、育児休業代替任期付職員（再採用）は除く。

【職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項】

5. 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異（令和8年4月1日現在）

	男性	女性	男女差
一般行政職	19.6 年	14.2 年	▲5.4 年
技能労務職	17.4 年	29.8 年	12.4 年
医療職	11.6 年	11.4 年	▲0.2 年
平均勤続年数	18.4 年	12.9 年	▲5.5 年

【説明欄】

- ・ 任期に定めのある職員（一般任期付職員、育児休業代替任期付職員、再任用職員、及び会計年度任用職員）は除く。
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日付採用職員は除く。

6. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

（１）男女別の育児休業取得率

① 常勤職員

	男性			女性		
職員区分	育児休業 取得可能職員数	育児休業 取得職員数	取得率	育児休業 取得可能職員数	育児休業 取得職員数	取得率
一般行政職	32 名	30 名	93.8%	14 名	14 名	100%
技能労務職	3 名	2 名	66.7%	－	0 名	－
医療職	9 名	4 名	44.4%	23 名	24 名	104.3%
総計	44 名	36 名	81.8%	37 名	38 名	102.7%

② 会計年度任用職員

	男性			女性		
職員区分	育児休業 取得可能職員数	育児休業 取得職員数	取得率	育児休業 取得可能職員数	育児休業 取得職員数	取得率
総計	－	－	－	6 名	6 名	100%

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員			
	男性		女性	
	取得人数	取得総数に対する割合	取得人数	取得総数に対する割合
1 週間未満	0 名	0%	0 名	0%
1 週間以上 2 週間未満	1 名	2. 8%	0 名	0%
2 週間以上 1 月以下	11 名	30. 6%	0 名	0%
1 月超 3 月以下	15 名	41. 7%	3 名	7. 9%
3 月超 6 月以下	7 名	19. 4%	0 名	0%
6 月超 9 月以下	0 名	0%	3 名	7. 9%
9 月超 12 月以下	1 名	2. 8%	8 名	21. 1%
12 月超 24 月以下	1 名	2. 8%	5 名	13. 2%
24 月超	0 名	0%	19 名	50. 0%
合計	36 名	100%	38 名	100%

区分	会計年度任用職員			
	男性		女性	
	取得人数	取得総数に対する割合	取得人数	取得総数に対する割合
1 週間未満	－	－	0 名	0%
1 週間以上 2 週間未満	－	－	0 名	0%
2 週間以上 1 月以下	－	－	0 名	0%
1 月超 3 月以下	－	－	2 名	33. 3%
3 月超 6 月以下	－	－	0 名	0%
6 月超 9 月以下	－	－	1 名	16. 7%
9 月超 12 月以下	－	－	3 名	50. 0%
12 月超 24 月以下	－	－	0 名	0%
24 月超	－	－	0 名	0%
合計	－	－	6 名	100%

【説明欄】

- ・ 育児休業取得可能職員… 令和 7 年度中に育児休業が取得できることとなった女性職員及び令和 7 年度中に新たに子が生まれた男性職員
- ・ 育児休業取得職員… 令和 7 年度中に新たに育児休業を取得した職員

7. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況（令和7年度）

（1）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

休暇区分	取得率
配偶者出産休暇	77.3%
育児参加のための休暇	65.9%

（2）休暇の合計取得日数の分布状況

合わせて5日以上 の休暇を 取得した 職員の割合	平均取得日数
61.4%	4.9日

8. 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16.0時間／月
内部部局等以外	10.6時間／月

【説明欄】

- ・ 消防部門、教育委員会、会計年度任用職員を除く。

（参考）管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（月別）

（令和7年度 単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実績	12.5	11.7	12.2	15.2	10.3	12.0	12.0	12.2	12.8	14.4	15.6	14.8

（注）消防部門、教育委員会、会計年度任用職員を除く。

（参考）管理的地位にある職員以外の職員で、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数（月45時間を超えた職員数）（月別）

（令和7年度 単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実績	72	51	74	110	42	75	77	64	39	66	106	114

（注）消防部門、教育委員会、会計年度任用職員を除く。